

企画提案書等に関する質問および回答

業務名：神崎市旧庁舎跡地整備事業基本設計業務委託

番号	項目	質問内容	回答
1	企画提案書提出要領 2.企画提案書等に関する質問の受付及び回答	企画提案書等提出要領P1 2. (2) 及び (4) に記載の企画提案書等の質問書提出期限及び回答期限について、回答期限の1週間後が提案書提出期限とされており、回答内容を企画提案書へ反映することが難しい可能性があるため、前倒ししていただくことは可能でしょうか。	企画提案書等の質問書提出期限及び回答期限については変更いたしません。 なお、いただきました質問書については、随時回答を行います。